

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	整備技術利用仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	宇宙状況監視衛星システム ----- 技術支援		
		3補LPS-X58404-1	
	大臣承認	令和年月日	
	作成	令和4年6月28日	
	改正	令和5年6月22日	
	作成部隊等名	令和年月日	
		第3補給処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、宇宙状況監視衛星システム（以下、“SSA衛星システム”という。）に関する技術支援について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、JIS X 0001, NDS C 0002及びC&LPS-Y00010によるほか、次による。

1.2.1

SSA衛星システム

我が国の防衛上重要な衛星が位置する静止軌道周辺のSSA能力を強化するための衛星システムをいう。SSA衛星システムは、SSA衛星とSSAを管制するために航空自衛隊クラウドシステム上に構築する宇宙サービス（衛星管制）から構成される

1.2.2

技術支援

SSA衛星システムに関する技術的分析及びSSA衛星システムの整備に関する専門知識、専門技術について官側に助言を行う

1.2.3

著作権等

著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利）及びその他の権利

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下、“分担官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

品 名	宇宙状況監視衛星システム 技術支援
-----	-------------------

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

J I S P 0 1 3 8	紙加工仕上寸法
J I S X 0 0 0 1	情報処理用語
N D S C 0 0 0 2	地上用電子機器通則

b) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 9	プログラム等一般共通仕様書
C & L P S - Y 0 0 0 1 0	整備技術利用共通仕様書

c) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁
事）第137号 令和4年3月31日）

I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・

リスクへの対応について（通知）（装管調第807号 令和3年1月21日）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

d) 技術資料 技術資料は、表1に示す。

2 役務に関する要求

2.1 役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（技術員）を確保すること。
- b) 技術員は、表4に示す資格を有すること。
- c) 技術員は、b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経験、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 技術員は、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.2 技術支援期間

技術支援期間は、令和6年3月1日から令和7年2月28日までの間

品 名	宇宙状況監視衛星システム 技術支援
-----	-------------------

2.3 技術支援時間

技術支援時間は、最大9360時間とする。内訳については表2に示す。

2.4 技術支援実施場所

技術支援実施場所は、表2に示す。

2.5 技術支援提供時間

技術支援提供時間は、原則として技術支援実施場所における勤務時間とする。

2.6 役務の内容

契約の相手方は、表3に示す技術支援を実施する。

2.7 技術員の資格

技術員の資格は、表4に示す。

2.8 技術員の改善

技術員の改善については、C&LPS-Y00010の2.3に示す。

2.9 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たりIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

3 監督・検査

監督及び検査は、分支担官の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 実施計画書

契約の相手方は、契約締結後速やかに実施計画書を作成し、航空幕僚監部防衛部事業計画第2課長（以下「計画2課長」という。）の確認を受け、分支担官の承認を得た後、表5のとおり提出する。

4.1.2 支援成果報告書

契約の相手方は、2.6に関する支援結果を取りまとめた支援成果報告書を作成し、計画2課長の確認を受けた後、表5のとおり提出する。

なお、支援成果報告書には次に示す事項を含める。

a) 技術支援実施概要

b) 作成資料一覧

品 名	宇宙状況監視衛星システム 技術支援
-----	-------------------

- c) 会議等参加一覧
- d) その他、必要な事項

4.1.3 技術員届

契約の相手方は、履行に先立ち資格要件を満たすことを証明する技術員届を**C & L P S**－**Y00010**の3.1により作成し、計画2課長の確認を受けた後、**表5**のとおり提出する。

なお、役務実施に当たり技術員に携行させ、監督官の確認を受ける。

4.2 図書の貸与

契約の相手方は、必要に応じて官側と調整し、許可を得た範囲で官側の保有するデータ、資料及び**表1**に示す技術資料の貸与を受ける。ただし、技術資料に官側が有する以外の著作権等が含まれている場合は、当該権利を有する第三者との間で著作権等を侵害することのないよう必要な措置を講じ、申請書に証明できる書類を添付しなければならない。

なお、貸与する文書は、航空幕僚監部防衛部事業計画第2課が保有しており、貸与期間は、官側が指定する期間とする。

4.3 立入制限場所への立入

契約の相手方は、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立入る必要がある場合は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところ**により、立入りを許可された者でなければならない。

4.4 秘密保全

契約の相手方は、役務の実施に際し、直接又は間接に防衛省の定める秘密事項に関する場合には、**秘密保全に関する訓令**によるほか、分支担官の定めるところにより秘密保全を行う。

4.5 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要さないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び添付資料“調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて），適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制

品　　名	宇宙状況監視衛星システム　技術支援
------	-------------------

- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.6 著作権等

契約の相手方は、著作権等については、次による。

- a) 役務の実施に際し、第三者の著作権等を侵害しないことを確認する。
- b) 本役務において作成した資料等が、第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用で当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用及びその他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。
- c) 本役務において作成される資料等に関する著作権等の帰属については、次による。
 - 1) 契約の相手方が従来から有していた資料等の著作権は、契約の相手方等に留保される。ただし、官側はこれらの資料等を契約の相手方の同意のもと第三者に対し利用を許諾することができる。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒まない。
 - 2) 契約の相手方がこの役務で作成した資料等の著作権等は、全て官側に無償で譲渡（著作権法第27条及び第28条の権利の譲渡も含む。）する。ただし、契約の相手方は、当該資料等を官側の同意のもと利用することができる。
 - 3) 契約の相手方は、著作人格権行使しない。
- d) 本役務において知り得た知識を、官側の同意なしに他に使用しない。

4.7 官側における支援

契約の相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合は、官側と調整し、許可を得た範囲で支援を受ける。

- a) 官側の保有するデータ、資料及び表1の閲覧に関する事項
- b) 基地内における水及び電気の使用
- c) その他、監督官が必要と認めた事項

表1-技術資料

番号	技術資料名	文書番号	秘等区分
1	宇宙設置型光学望遠鏡へ適用する技術に関する調査検討 成果報告書	—	部内限り
2	宇宙状況把握衛星システム（仮称）の調査研究 成果報告書	—	部内限り
3	宇宙領域に係る指揮統制機能のあり方に関する調査研究報告書	—	注意
4	宇宙領域に係る情報業務に関する調査研究の調査研究報告書	—	注意
5	宇宙状況監視（S S A）衛星システム（衛星その1）仕様書	CPS-E996073	—
6	宇宙状況監視（S S A）衛星システム（地上その1）仕様書	CPS-E996072	—
7	宇宙状況監視（S S A）衛星システム運用要求書の秘密事項	空幕計2秘 第3-8号	秘
8	航空自衛隊クラウド基盤ベースライン	計2伺第1号 別冊	—

表2-技術支援実施場所及び時間（基準）

番号	技術支援実施場所	時間（基準）
1	航空幕僚監部防衛部（市ヶ谷基地）	1 240時間
2	契約相手方事業所等（下請負事業所含む）	1 610時間
3	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 東京事務所	1 240時間
4	三菱電機株式会社 鎌倉製作所	1 55時間
5	日本電気株式会社 府中事業場	1 55時間
6	宇宙作戦群（府中基地）	4 960時間

表3－技術支援項目

番号	技術支援項目
1	事業管理に係る技術支援
1-1	事業計画並びに各種管理の計画及び手法に係る技術支援
1-1-1	事業管理（複数の事業計画間の整合性を含む。）
1-1-2	リスク管理
1-2	会議等における技術支援
1-3	その他事業管理に係る技術支援
2	システム・エンジニアリング活動に係る技術支援
2-1	システムへの要求具体化に係る技術支援
2-1-1	要求分析
2-1-2	ハードウェア及びソフトウェアの構成及び機能配分
2-1-3	データベース設計
2-1-4	外部インターフェース
2-1-5	内部インターフェース
2-1-6	ユーザーインターフェース
2-1-7	セキュリティに関する機能
2-1-8	C & L P S - Y 0 0 0 9 に示される各特性
2-2	システムの維持管理体制等の技術動向に係る情報提供
2-3	その他システム・エンジニアリング活動に係る技術支援 (他機関との調整を含む)

表4－技術員の資格

番号	資格要件
1	経済産業省が認定するプロジェクト・マネージャーもしくはPMI (Project Management Institute) が認定するPMP (Project Management Professional) の資格又は同等の知識を有していること。
2	クラウド技術を用いたネットワーク・システムのプロジェクトへの参画又は当該プロジェクトに対するコンサルティング業務に参画した3年以上の経験を有すること。
3	S S A衛星システムの設計に係る次の問題把握能力を有している。 事業遂行上、顕在化している問題について、原因探求及び事業に係る他の事項等への影響度合いを分析する能力を有すること。
3-1	事業遂行上の潜在的な問題点の抽出、潜在的な要因の分析、当面の対応策及び根本的な対応策が策定できること。
3-2	
4	S S A衛星システムの整備に係る次の問題解決能力を有すること。 顕在化した問題が事業の遂行及び衛星システムの運用等に及ぼす影響を分析し、迅速に問題解決策を提示できること。
4-1	
4-2	S S A衛星システム設計会社等から提案された問題対応方策について、特定の製造会社の技術力に偏向することなく、事業の遂行、衛星システムの運用等に及ぼす影響を迅速に分析し、評価できること。
4-3	複数のベンダーによるネットワーク、インターフェース、データベース等に係るシステム・トラブル対応能力を有していること。
5	S S A衛星システムの関連システムとの連接に係る設計案を評価できる能力を有すること。
6	防衛省における秘密取扱いの資格を有していること。
7	衛星システム技術及び衛星システム開発のプロジェクト・マネジメントに関連する次の事項について十分な知識を有していること。 7-1 システム・アーキテクチャー、ハードウェア、ソフトウェア等 (COTSを含む) の最新動向及び将来動向 7-2 ネットワークに関する最新技術及び将来動向 7-3 システム設計、基本設計、概要設計、詳細設計、製造、各種試験、設置調整及び維持にわたるライフ・サイクル活動の理論 7-4 ソフトウェア工学に関する動向及びソフトウェアの品質保証 7-5 COTSに関する最新技術及び将来動向

表5-提出書類

番号	名称	提出時期	提出先	提出媒体	部数
1	実施計画書	契約締結後、速やかに	航空幕僚監部 防衛部事業計画 第2課	電子媒体 ^{a)}	1
			分支担当官	紙	1
2	技術員届	実施計画書と併せて	分支担当官	紙	3
3	支援成果報告書	納期まで	航空幕僚監部 防衛部事業計画 第2課	電子媒体 ^{a)}	1

注記 印刷物の規格は、JIS P 0138のA列4番とする。

注^{a)} ファイル形式は、WORD等編集可能なもの及びPDF型式を基準とする。
記録媒体はCD-R又はDVD-Rとし、細部は航空幕僚監部防衛部事業計画第2課との調整による。

情報セキュリティ指定書	統制番号	M05K-021AJCDE-NS3-0001
	調達要求番号	DP2351 5626 0063 ~ 0063
	調達要求年月日	令和5年6月26日
	作成部課	第3補給処資材計画部資材計画課
	作成年月日	令和5年6月26日
件名	宇宙状況監視衛星システム 技術支援	
仕様書番号	3補LPS-X58404-1	

1 指定事項

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱に当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)(防装庁(事)第137号令和4年3月31日)添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報

保護すべき情報を次のとおり指定する。

番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備考
1	貸付文書のうち、機能および性能に関する情報。	・宇宙設置型光学望遠鏡へ適用する技術に関する調査検討成果報告書 ・宇宙状況把握衛星システム(仮称)の調査研究成果報告書 ・宇宙領域に係る指揮統制機能のあり方に関する調査研究報告書 ・宇宙領域に係る情報業務に関する調査研究の調査研究報告書	—	
2	当該契約の履行の一環として収集、整理、作成等をした一切の情報(番号1で指定した保護すべき情報及び特定資料又は特定物件を除く。)	—	—	

以下余白